

## 門真市障害者等日常生活用具給付等要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、日常生活に支障のある障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

**第1条の2** この要綱において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「障害児」とは、法第4条第2項に規定する障害児をいう。

3 この要綱において「障害者支援施設」とは、法第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。

### (対象者)

**第2条** 用具の給付等を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住する障害者等又は障害者支援施設に入所している障害者等で、別表第1、別表第2及び別表第3の給付等の種目に応じ、それぞれこれらの表の対象者欄に掲げる要件を備えたものとする。

### (用具の種目等)

**第3条** 給付等の対象となる用具の種目等の区分は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。ただし、障害者支援施設に入所している障害者等においては、頭部保護帽、蓄尿袋及び蓄便袋のみの給付を対象とする。

### (給付等の申請)

**第4条** 用具の給付等を受けようとする障害者等（以下「申請者」という。）は、門真市障害者等日常生活用具給付等申請書（様式第1号）により門真市福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる用具を申請するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器又は電気式たん吸引器ネブライザ

一両用器 医師の意見書（様式第2号）

(2) 火災警報器又は自動消火器（精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。）に係る給付に限る。） 医師の意見書

(3) 紙おむつ等（新規交付に限る。） 紙おむつ等交付要否意見書（様式第3号）

(4) 居宅生活動作補助用具 次に掲げる書類

ア 改修工事の見積書の写し

イ 改修工事箇所の図面

ウ 借家の場合は、家屋所有者の承諾書

エ アからウまでに掲げるもののほか、所長が必要と認める書類

3 第1項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)別表に規定された特定疾患に該当する申請者 特定疾患医療受給者証の写し

(2) 前号に該当しない申請者 意見書（様式第1号の2）

（給付等の決定）

**第5条** 所長は、前条第1項の申請書を受理したときは、対象者の心身の状況、介護の状況及び家庭の経済状況等について審査のうえ、給付等の要否を決定する。ただし、前条第4号の用具の申請書を受理したときは、調査書（様式第4号）を作成し、給付等の可否を決定する。

2 所長は、前条第2項の給付等の決定を行う場合において、必要と認めるときは、身体障害者及び知的障害者にあつては大阪府障がい者自立相談支援センター長、身体障害児及び知的障害児にあつては大阪府中央子ども家庭センター長、精神障害者にあつては、大阪府こころの健康総合センター長、特殊な疾病の対象者にあつては、守口保健所長の意見を聴くものとする。

3 所長は、用具の給付等を決定した場合には、門真市障害者等日常生活用具給付決定通知書（様式第5号）又は門真市障害者等日常生活用具貸与決定通知書（様式第6号）、申請を却下することを決定した場合は、門真市障害者等日常生活用具給付・貸与却下決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付）

**第6条** 所長は、前条の規定により用具の給付決定を受けた者には、門真市障害者等日常生活用具給付券（様式第8号。以下「給付券」という。）を交付する。

2 給付券の交付を受けた者は、用具を納入する業者（以下「業者」という。）に、当該給付券を提出して、用具の給付を受けるものとする。

（用具の再給付）

**第7条** 所長は、既に給付を受けている用具（以下「既給付用具」という。）と同一の用具の給付（以下「再給付」という。）を受けようとする者で、次の各号のいずれの要件にも該当するものに限り、再給付することができる。

(1) 既給付用具の使用期間が別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過していること。

(2) 既給付用具が修理不能であること若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められること又は操作機能の改善等を伴う新たな用具の方が障害者等の用具の使用効果が向上すると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、耐用年数を経過する前に震災、風水害、火災、その他これらに類する災害による修理不能な破損又は対象者の成長に伴い用具の使用が困難となった場合は、再給付することができる。

3 第4条から前条までの規定は、再給付について準用する。

（用具の貸与）

**第8条** 所長は、用具を貸与しようとする場合は、市と用具の貸与を受ける者との間において門真市障害者等日常生活用具貸与契約書を締結するものとする。

2 用具の貸与期間は、前項の規定に基づく契約締結の日から当該用具を必要としなくなるまでとする。

（費用負担）

**第9条** 用具の給付等（再給付を含む。以下同じ。）の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、費用負担として門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例（平成18年門真市条例第26号）及び門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例施行規則（平成18年門真市規則第58号）の規定により定められた費用負担額を事業者に支払うものとする。

(修繕費用の負担区分)

**第10条** 給付等を受けた用具の修繕費用は、利用者の負担とする。

(用具の管理等)

**第11条** 利用者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 用具の貸与を受けた者は、用具の一部又は全部を棄損し又は滅失したときは、直ちに所長にその状況を報告し、その指示に従わなければならないものとする。

3 用具の貸与を受けた者は、当該用具を必要としなくなったときは、速やかに所長に申し出て、当該用具を所長に返還しなければならない。

(用具の返還等)

**第12条** 所長は、利用者が虚偽の申請その他の不正な行為により用具の給付等を受けた場合又は受給者が前条の規定に違反した場合は、その給付等の決定を取り消し、当該用具の返還又は当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

**第13条** 所長は、用具の給付等を行った場合は、その給付等の状況を明確にするために障害者等日常生活用具給付台帳を整備しておかななければならない。

(細目)

**第14条** この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成14年4月4日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成15年2月21日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の門真市身体障害者等日常生活用具給付等要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付の申請について適用し、同日前の用具の給付の申請については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年7月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の門真市身体障害者日常生活用具給付等要綱（以下「旧要綱」という。）別表第1給付の部盲人用テープレコーダーの項の規定は、日常生活用具の給付を受けようとする障害者等又はその扶養義務者が当該盲人用テープレコーダーの給付を希望する場合に限り、なおその効力を有する。

(視覚障害者用ポータブルレコーダーの給付の制限)

3 旧要綱別表第1に規定する盲人用テープレコーダーの給付を受け、かつ、給付日から2年に満たない者には、原則として、この要綱による改正後の門真市身体障害者日常生活用具給付等要綱別表第1に規定する視覚障害者用ポータブルレコーダーを給付しない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の門真市身体障害者等日常生活用具給付等要綱別表第1の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付の申請について適用し、同日前の用具の給付の申請については、従前の例による。

(門真市身体障害者等住宅改修費給付事業実施要綱の廃止)

3 門真市身体障害者等住宅改修費給付事業実施要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 6 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の門真市身体障害者等日常生活用具給付等要綱別表第 1 の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付の申請について適用し、同日前の用具の給付の申請については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 11 月 8 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の門真市身体障害者等日常生活用具給付等要綱別表第 1 の規定及び別表第 3 の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付の申請について適用し、同日前の用具の給付の申請については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の門真市身体障害者等日常生活用具給付等要綱別表第 1 の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付の申請について適用し、同日前の用具の給付の申請については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の門真市障害者等日常生活用具給付等要綱別表第 1 及び別表第 2 (「知的障害者サポートセンター」を「障がい者自立相談支援センター」に改める部分に限る。) の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の門真市障害者等日常生活用具給付等要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付の申請について適用し、同日前の用具の給付の申請については、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の門真市障害者等日常生活用具給付等要綱の様式により提出されている申請書は、この要綱による改正後の門真市障害者等日常生活用具給付等要綱の様式により提出されたものとみなす。